



カトリック中央協議会  
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2021年3月号（585号）》

目 次

報 告	
・常任司教委員会 .....	1
・社会司教委員会 .....	3
・典礼委員会 .....	3
・難民移住移動者委員会 .....	4
・正義と平和協議会 .....	5
・日本キリスト教連合会（日キ連） .....	6
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク .....	7
・HIV/AIDS デスク .....	8
・中央協議会事務局（総務） .....	9
公文書 .....	10

常任司教委員会

■1月定例常任司教委員会

日 時 2021年1月14日（木）10:00-14:30

場 所 ウェブ会議

出席者 委 員 6人

事務局 7人

報 告

1. 「ヨセフ年」について

教皇フランシスコは12月8日、使徒的書簡『パトリス・コルデ』（*Patris Corde*）を発表し、聖ヨセフ

がカトリック教会の保護者として宣言されてから 150 年を迎えるにあたり、2020 年 12 月 8 日から 2021 年 12 月 8 日を「ヨセフ年」とすることを宣言した。同書簡と内赦院からの教令はカトリック中央協議会より発行予定。

2. アジア司教協議会連盟（FABC）聖職者局ウェブ会議参加について

2020 年 11 月 24 日に FABC 聖職者局のウェブ会議に参加したヨゼフ・アベイヤ司教から報告書が届いた。同会議内容を 2021 年 2 月の司教総会において報告してもらうよう、アベイヤ司教に依頼する。

3. 浜口末男司教逝去にともなう社会司教委員会委員長代行の選出について

社会司教委員会委員長の浜口末男司教逝去による委員長代行選出のため、2021 年 1 月 13 日に臨時社会司教委員会オンライン会議を開催し、2 月の司教総会での任命までの間、勝谷太治司教が社会司教委員会委員長代行を務めることが報告された。

## 審 議

1. 浜口末男司教逝去にあたっての後任人事について

浜口末男司教の逝去にともない、社会司教委員会委員長は、社会司教委員会委員から互選された司教を 2 月の定例司教総会で任命する。また常任司教委員会の欠員 1 人については、司教協議会会長の推薦に基づき選出する。

2. 2021 年度定例司教総会内容確認について

本年 2 月 15 日(月)－19 日(金)にオンラインにて開催予定の定例司教総会で取り扱う事項を確認した。

3. 「エコロジー問題に取り組むための検討会」からの提案について

「エコロジー問題に取り組むための検討会」から提出された、日本の教会として環境問題に取り組むための提案については、本常任司教委員会での諸意見に基づき一部修正を加え、2021 年度定例司教総会に提案する。また、同司教総会における同検討会メンバーの説明と傍聴を承認した。

4. 「世界青年の日」の祈願日の移動について

教皇フランシスコが 2020 年 11 月 22 日、「王であるキリスト」の祭日のミサの最後に、今まで「枝の主日」に祝われてきた「世界青年の日」を 2021 年から「王であるキリスト」の祭日に祝うことを発表したことを受け、日本の教会としても祈願日の変更を 2021 年度定例司教総会に諮って確定する。

5. 「災害被災者のための祈り」（仮称）について

現行の「災害被災者のための祈り」は 2 つのパターンがあるが、どれも当時の災害に限定した祈りとなっているため、今後の災害も想定し、あらゆる災害に対応できる祈りを作成することが望ましいことから提案された「災害被災者のための祈り」を 2021 年度定例司教総会に諮ることを承認した。

6. 「東日本大震災」10 年にあたっての司教団メッセージについて

2021 年に「東日本大震災」10 年を迎えるにあたり、準備された司教団メッセージについては、本常任司教委員会での諸意見に基づき、一部修正を加え、2021 年度定例司教総会に諮ることを承認した。

7. 「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン」について

2020 年 12 月の臨時司教総会の「司教勉強会」での司教たちからの諸意見を加味して修正した「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン」案については、本常任司教委員会での諸意見を基に修正し、2 月の常任司教委員会で修正箇所を確認を行ったうえで 2021 年度定例司教総会に諮ることを承認した。

8. 新『ミサ典礼書』に関する司教への説明会について

司教から要望のあった新『ミサ典礼書』の説明会については、現在空位である教区の司教が確定した後、もうすでに公表している現行の『ミサ典礼書』「総則」部分で実施されていない事項や典礼委員会で作成中の新『ミサ典礼書』の手引きの内容も含め、典礼委員会主催の説明会を行う。

9. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

- ①書籍名 使徒的書簡 父の心で（仮題）

- 内 容 「ヨセフ年」開年にあたっての使徒的書簡『パトリス・コルデ』(Patris Corde) の邦訳出版
- ②書籍名 四旬節 2021
- 内 容 四旬節キャンペーン冊子として、2021 年四旬節教皇メッセージとともに、キャンペーンで集められた募金がどのような援助活動に使用されているかを掲載。

## 社会司教委員会

### ■第 105 回社会司教委員会（臨時会議）

- 日 時 2021 年 1 月 13 日（水）16:00-18:00
- 場 所 ウェブ会議
- 出席者 10 人
- 陪 席 1 人

### 報 告

1. 浜口末男司教逝去により後任の委員長を選出するため、臨時社会司教委員会を開催することを、明日 1 月 14 日に開催の 1 月常任司教委員会に報告する。
2. 臨時社会司教委員会で後任の委員長を選び、2 月定例司教総会にて承認を得る。
2. 「エコロジー問題検討会」で作成した提案書の最終案を 1 月常任司教委員会に提出する。

### 審 議

1. 社会司教委員会委員長の後任選出について  
社会司教委員会規約第 6 条および第 7 条に基づき、社会司教委員会委員長の後任に勝谷太治司教を選出した。2 月定例司教総会で正式に任命される予定。任期は 2022 年 3 月 31 日まで。
2. ハンセン病問題冊子について  
同冊子の完成の時期を延期し、7 月社会司教委員会で最終案を決めることとする。
3. 次回の定例会議について  
2 月 16 日（火）カリス社員総会終了後開催する。

### 【お詫びと訂正】

「会報 2021 年 2 月号 4 ページの「社会司教委員会」の「第 104 回社会司教委員会」「審議 1」におきまして、「部落差別人権委員会秘書の奥村師」と記載しておりましたが、正しくは「部落差別人権委員会委員の奥村師」となります。お詫びして訂正いたします。

## 典礼委員会

### ■定例会議

- 日 時 2021 年 1 月 18 日（月）10:00-14:20
- 場 所 ウェブ会議
- 出席者 9 人
- 欠席者 2 人

## 報 告

### 1. 『教会の祈り』電子データ化作業進捗状況

昨年9月の常任司教委員会に提案した「教会の祈り」現行書籍版に基づくオンライン版の発行にあたって、同委員会が検討するための試用サンプルの作成作業を進めている。今会合では作業担当者から具体的なオンライン画面についての説明を受け、意見交換を行った。出された修正意見を反映したサンプル版が出来上がり次第、常任司教委員会に提出する。

### 2. 「信徒の典礼奉仕の手引き」発行準備進捗状況

2018年度全国典礼担当者会議から取り扱っている掲記手引きの公表に向けて、進捗状況を確認した。次回定例会議前に、執筆担当者が書式統一などについて打ち合わせを行う。

## 審 議

### 1. 本年度の全国典礼担当者会議について

本年9月6日～8日に中軽井沢・御聖体の宣教クララ修道会で開催予定の掲記会議の内容について意見交換を行った。テーマは「一つの祭壇を皆で囲むために」とし、さまざまな状況の中でともにミサにあずかることを目指すための取り組みについて、各教区と情報共有を行う予定。今会合で出された意見をもとに、次回以降、教区典礼担当への案内、プログラムなどを確定する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、同会議を現地で開催するか、リモート会議とするかについては、7月の定例会議で確定する。

### 2. 使徒的書簡『パトリス・コルデ』の「ヨセフへの祈り」について

教皇フランシスコが昨年12月8日に発表した使徒的書簡『パトリス・コルデ』の邦訳については、現在、中央協議会出版部が発行を準備している。付けられている「ヨセフへの祈り」の試訳の検討依頼を受け、今会合で意見交換を行った。検討結果を出版部に伝える。

次回定例会議 2021年3月15日（月）10:00～15:00

## ■『ミサ典礼書』改訂委員会

日 時 2021年1月28日（木）10:30～14:00

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

## 審 議

四旬節の入祭唱・拝領唱の日本語訳を検討した。

## 難民移住移動者委員会

### ■第1回全国担当者・ネットワーク情報交換会

日 時 2021年1月14日（木）14:00～15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 16人

毎月の事務局会議の前に、教区担当者・実務者ネットワークのオンライン情報交換会を開催することになった。アドボカシー・啓発プロジェクトからの情報共有や各地の報告、意見交換の場とし、出席者の意見や提案等は、事務局会議および定例委員会で検討し、今後の委員会活動に活かしていく。

第1回は、アドボカシー・啓発プロジェクト報告として、入管法改定の進捗、また新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人に対する政府の新しい方針、施策について、省庁ホームページの資料リンクの紹介があった。その後、入管法改定問題について意見交換が行われ、難民申請者や移住者の強制送還の流れを作ろうとする改定案に対し、当事者や教会関係者・支援者の現場から難民申請者や非正規滞在者の人権擁護を広げ伝えていくこと、福音を社会で実現しようとする互いの取り組みを共有しあうことの大切さが分かち合われた。

## ■2021年度第1回事務局会議

日 時 2021年1月14日(木) 15:00-17:00  
場 所 ウェブ会議  
出席者 9人

### 報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. タリタクム日本(人身取引問題に取り組む部会)より、2月8日の「世界人身取引に反対する祈りと啓発の日」に開催される「世界祈りのマラソン(国際タリタクム主催)」に参加すること、その際に使用する祈りの映像を製作中であることが報告された。
3. 外キ協(外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会)の全国協議会、全国集会が1月28日、29日にオンラインで開催される。今年は陪席参加も可能なため、難民移住移動者委員会(J-CaRM)委員、担当者にも参加を呼びかけたことが報告された。

### 審 議

1. 入管法改定に反対する「ストップ入管法改定キャンペーン(仮)」について、キャンペーン内容と時期、展開の方法について協議し、3月頃までにオンラインセミナーの開催、テキスト教材の制作、署名の準備をすることが決定した。
2. ベトナム人技能実習生ホットラインにかかわる支援体制について審議し、ホットラインの相談から各地のシェルターが受け入れたり、支援団体が解決に向けて支援を継続したりしているケースについて、タリタクムの献金を活用して費用負担をしていくことを確認した。
3. ベトナム人技能実習生ホットラインで相談を受け、その後、岐阜の外国人労働者救済支援センターが保護、支援している実習生6人のうち、生活費・医療費を企業・管理団体に請求できず、同センターが負担している2人について、J-CaRM 援助金から各々200,000円を、生活費と医療費の一部として援助することを決定した。
4. 2021年度社会司教委員会「出前研修」のJ-CaRMメニュー案について検討、確認した。
5. 昨年活用した緊急活動支援金の報告方法について確認した。
6. 2020年度移住者と連帯するネットワーク(移住連)年会費として正会員団体会費5万円の送金を承認する。これまで毎年審議にかけてきたが、今後は継続して納入することを確認した。

## 正義と平和協議会

## ■事務局会議

日 時 2020年12月21日(月) 13:30-17:00  
場 所 ウェブ会議  
出席者 4人

## 報 告

### 1. 50周年記念誌の進捗状況

11月30日に編集委員会を開催、年表に掲載事項の確認を行った。また、委員の古屋敷一葉修道女に1970年代と80年代の資料整理を実施してもらった。(11月30日から12月4日まで)

### 2. 社会司教委員会「出前講座」

2021年度の内容は従来の講座に加えて、「戦後日本の教会は日韓問題にどう向き合ったか」「女性と教会」のテーマの講座を新たに加える。

### 3. 部会の報告

- ・改憲対策部会                      ウェブ講座の企画を検討中。
- ・死刑廃止を求める部会        12月6日法務大臣の地元、静岡での死刑執行停止要請行動に参加。
- ・平和のための脱核部会        低線量被爆についてのパンフレット発行のための打ち合わせ。

## 審 議

1. 次回全国会議(2021年3月19日-20日)について、前回事務局会議を受けて具体案を検討した。

2. 正義と平和ワンポイントメッセージの終了を受けて、今後のオンライン配信、講演会企画について検討した。「コロナの時代と福音」のテーマを拡大して、時宜にかなった内容を考えていく。

3. 「声明文 女性国際戦犯法廷20周年にあたっての政府への要望」文案を検討した。

委員にも稟議を諮り、文章を確定する。なお、発表の日付は女性国際戦犯法廷開催の日に合わせ、遡及して2020年12月12日とした。

4. 定例委員会(2021年1月28日)の議案を検討した。

# 日本キリスト教連合会(日キ連)

## ■2020年度第3回常任委員会

日 時    2020年12月11日(金) 13:00-15:00

場 所    ウェブ会議

出席者   8人

## 報 告

### 1. 日本宗教連盟(日宗連)

- 1) 10月6日 憲法89条勉強会を明治記念館(東京・港区)にて開催。
- 2) 11月26日 感染症セミナーをオンラインにて開催。(館田一博医師)
- 3) 11月10日 自民党「政策懇談会」に出席(自民党会館、東京・千代田区)。
- 4) 12月3日 立憲民主党「政策懇談会」に出席(議員会館、東京・千代田区)。
- 5) 12月11日 文化庁長官との懇談会に出席(文化庁、東京・千代田区)。

新型コロナウイルス感染症対策についてガイドラインを発表。

感染者への病床訪問、葬儀について厚生労働省に提言を行う予定。

### 2. 東京都宗教連盟(都宗連)

オリンピック担当(日本基督教団)

常任委員会の報告。(道家委員、廣瀬委員より)

### 3. 事務局

#### 1) 事務局対応

- ・矢木委員作成の「日キ連会報」について問題がなければ12月17日に発送予定(500部)。

## 審 議

### 1. 日宗連理事長について

本来 2021 年度は日キ連が担当宗派となる予定であるが、コロナ禍で理事会が一回も対面で行えていないことや、コロナ禍での日宗連としての対応が進んでいることもあり、現在の全日本仏教会の戸松義晴理事長に継続をお願いしたい旨を日宗連幹事会に日キ連として提案することを決定した。

### 2. 都宗連について

#### 1) 2021 年－2023 年の都宗連事務局ならびに委員長代理について

本来は、日キ連の事務局である日本福音ルーテル教会が都宗連の事務局を担うべきであるが、事務負担の面から、日本基督教団（道家委員）、カトリック中央協議会（赤井悠蔵さん、東京教区本部事務局）に事務局を依頼することとする。

担当宗派の委員長は、都宗連にて司会を務めることもあり、今期は、日本基督教団の石橋秀雄議長に、日キ連の委員長代理を依頼することを決定した。

#### 2) 都宗連への派遣理事について（カトリック教会からの派遣）

都宗連事務局を担うこともあり、これまで慣例的に実務を担われた浦野雄二師に代わり赤井悠蔵さんを都宗連の派遣理事に推薦することを決定した。都宗連への連絡は、道家委員が担当する。

### 3. 2020 年度の交通費支給について

2020 年度は対面での会議が行われなかったこともあり、文化庁の審議会と都宗連に参加して下さっている廣瀬委員に 3 万円、都宗連に参加の道家委員、また赤井さんにそれぞれ 1 万円の交通費を支給することを決定した。

### 4. 総会について

2021 年度の総会については、これを書面開催とすることを決定した。

詳細は、2021 年 1 月の第 4 回常任委員会で検討する。

### 5. 来年の宗教法人セミナー（2021 年 10 月 20 日－22 日）について

2021 年度の開催について、次回常任委員会で検討する。

次回日程 2020 年度第 4 回常任委員会 2021 年 1 月 20 日（水）14：00－16：00

日本福音ルーテル教会事務局（Zoom を使用したウェブ会議）

## 子どもと女性の権利擁護のためのデスク

### ■事務局会議

日 時 2021 年 1 月 13 日（水）13：00－14：30

場 所 ウェブ会議

出席者 6 人

### 報 告

1. ガイドライン検討チームより進捗状況について

2. 「全国教区担当者の集い」感想について

### 審 議

1. 社会司教委員会「出前研修」メニューについて

Zoom を使用したオンライン開催のプログラムを検討する。

2. 2021 年度年間計画について

「全国教区担当者の集い」（11 月 27 日開催）で出された課題を整理し、定例会議で検討する。

## ■定例会議

日 時 2021年1月20日(水) 13:00-16:00

場 所 ウェブ会議

出席者 10人

### 報 告

1. 「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン」作成経緯について
2. その他

### 審 議

1. 2021年度年間計画  
課題について意見交換を行い、次回定例会議において詳細を決める。  
3月5日の「性虐待被害者のための祈りと償いの日」と配信用のネットワークの準備は事務局で進める。
3. 2021年度「出前研修」メニュー  
内容は2つのカテゴリーから選べるようにする。
4. 性暴力の基礎知識が学べるNPO法人レジリエンスの動画コンテンツ・セミナー配信についての紹介があった。

## HIV/AIDS デスク

## ■事務局会議

日 時 2020年12月2日(水) 15:00-16:35

場 所 ウェブ会議

出席者 4人

### 報 告

2020年第3回事務局会議(11月12日)

### 審 議

次回の定例会議の審議、報告内容、資料などの確認を行なった。

## ■定例会議

日 時 2020年12月16日(水) 13:00-15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 10人

### 報 告

1. 第5回(通算第103回)定例会議(2020年11月19日)
2. 第4回事務局会議(2020年12月2日)
3. 「出前研修」  
福岡教区司祭研修会、開催場所 大名町教会、講師 平良愛香委員(11月30日)
4. 世界AIDS・DAY礼拝(12月1日)オンライン(YouTube)にて配信。
5. 他委員会からの執筆依頼について
6. TOKYO AIDS WEEKS 2020(11月15日-12月15日)
7. 2021年度「出前研修」



## 8. その他

### 審 議

1. 小学生（低学年）向けパンフレットの作成
2. ニュースレター発行
3. 来年度の活動
4. HIV/AIDS デスク内規（案）

次回日程 2021年2月3日（水） 13：00－15：00

### ■事務局会議

日 時 2021年1月20日（水） 15：00－15：40

場 所 ウェブ会議

出席者 4人

### 報 告

2020年第4回事務局会議（12月2日）

### 審 議

次回（2021年2月3日）の定例会議の審議、報告内容、資料などの確認を行なった。

次回日程 2021年3月8日（月） 15：00－16：00

### 【お詫びと訂正】

「会報2021年1月号」11ページの「HIV/AIDS デスク」におきまして、下段の会議名称を「事務局会議」と記載しておりましたが、正しくは「定例会議」となります。お詫びして訂正いたします。

## 中央協議会事務局

### ■総務

#### 3月会議予定

1日（月）	『ゆるしの秘跡』改訂委員会（ウェブ会議）	日本カトリック会館
4日（木）	常任司教委員会（ウェブ会議）	〃

---

## 〈会報 2021 年 3 月号 公文書〉

### 2021 年四旬節教皇メッセージ

#### 2021 年四旬節教皇メッセージ

「今、わたしたちはエルサレムへ上っていく……」(マタイ 20・18)

四旬節——信仰、希望、愛を新たにする時

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

イエスは、御父のみ旨をなし遂げるためのご自分の受難、死、復活を弟子たちに告げることで、その使命の深い意味を明らかにし、この世を救うために協力するよう呼びかけておられます。

復活祭へと向かう四旬節の道を歩みながら、わたしたちは「へりくだって、死に至るまで、それも十字架の死に至るまで従順」(フィリピ 2・8)であったかたを思い起こします。この回心の時、わたしたちは自分の信仰を新たにし、希望の「生きた水」をくみ、開かれた心で、自分をキリストにおける兄弟姉妹にしてください。神の愛を受け取りたいと思います。復活徹夜祭には、洗礼の約束を更新し、聖霊の働きにより、新しい人間として新たに生まれます。四旬節の旅は、キリスト者の旅全体がそうであるように、復活の光にすでに余すところなく照らされています。復活の光は、キリストに従いたいと望む人の心と姿勢と選択を力づけるのです。

断食、祈り、施しは、イエスが説教の中で示しておられるように(マタイ 6・1-18 参照)、わたしたちの回心の条件であり表れです。清貧と放棄の道(断食)、傷ついた人に対する愛に満ちたまなざしと行為(施し)、そして御父との親子の対話(祈り)によって、忠実な信仰、生き生きとした希望、活発な愛を具体的なかたちで表せるようになるのです。

**1. 信仰は、神とすべての兄弟姉妹の前で、真理を受け入れ、そのあかし人となるよう、わたしたちに呼びかけています。**

四旬節の今、キリストにおいて明らかにされる真理を受け入れ、それを生きるということは、教会により世代から世代へと伝えられてきた神のことばが、自分に届くがままにすることにほかなりません。この真理は、少数のエリート知識人、上流階級、教養人のための知的構築物ではなく、わたしたちが受け取り、心の知力のおかげで理解できるメッセージです。わたしたちの心は、自分たちが気づく前から愛してくださる神の偉大さに向けて開かれているのです。その真理は、まさしくキリストです。わたしたちの人間性を最後まで身に受けてくださりながらも、道となられたかたです。陰しくも、すべての人に開かれている道なるかた、いのちである神の充満へと導く道であるかたです。

放棄する体験としての断食は、純粋な気持ちでそれを行う人が、神の恵みにあらためて気づけるようにし、さらには、自分たちは神に似せてかたどられた被造物であり、神において充足を見いだすということを理解

できるようにします。断食する人は、貧しさを受け入れるという経験を通して、貧しい人々とともに自ら貧しくなり、受けた愛、分かち合われた愛という富を「蓄えます」。このように理解され実践されることで、断食は、神と隣人を愛する助けとなります。聖トマス・アクィナスが教えているように、愛とは、他者を自分と一体の存在であるとみなして他者に思いを寄せる行動なのです（回勅『Fratelli tutti（仮題：兄弟の皆さん）』93 参照）。

四旬節は信じる時、つまり神をわたしたちの人生に迎え入れ、わたしたちと一緒に「住んで」いただく（ヨハネ 14・23 参照）時です。断食とは、自分を束縛するものから、あふれ返る情報——その真偽はともかくとして——や商品から、わたしたち自身を解放することです。すべてにおいて貧しくとも「恵みと真理とに満ち」（ヨハネ 1・14）、わたしたちのもとに来られるかた、救い主である神の独り子に心の扉を開くためにです。

## 2. 希望は、わたしたちが歩み続けられるようにしてくれる「生きた水」です。

井戸端で、水を飲ませてほしいとイエスから求められたサマリアの女は、「生きた水」（ヨハネ 4・10）をわたしは与えることができるとイエスが伝えても、それを理解できません。当然ながら、彼女はまず、物質としての水を考えますが、イエスは聖霊のことをいっておられます。過越の神秘によってイエスが豊かに与えておられる聖霊、裏切られることのない希望を注いでくださるかたです。イエスはすでに、ご自分の受難と死を予告する際に、「人の子は三日目に復活する」（マタイ 20・19）とあって、希望を告げておられます。イエスは、御父のいつくしみによって開かれた未来について話しておられます。主にあって希望し、主に感謝することは、わたしたちの過ち、わたしたちの暴力や不正義、愛なるかたを十字架にかけける罪によって歴史は閉じられるのではないと信じることです。それは、開かれたみ心から、御父のゆるしをくみ出すことなのです。

何もかもがもろく不確かに思える、この不安に満ちた現状の中で希望を語ることは、挑発のように映るかもしれません。四旬節は、希望の時、わたしたちが幾度、手荒に扱っても（回勅『ラウダート・シ』32-33、43-44 参照）、ご自分の被造物を気遣い続けてくださる神の忍耐強さに目を向け直す時です。それは、和解への希望です。「神と和解させていただきなさい」（二コリント 5・20）と、聖パウロが熱心に勧めているとおりです。わたしたちは、回心のプロセスの中心である秘跡によってゆるしを受け、今度は自分がゆるしを広める者となります。つまり、自身がゆるしを受けたことで、思いやりのある対話を続ける力を通して、ゆるしを差し出せるようになり、傷ついた人をいたわる行動がとれるようになるのです。神のゆるしは、わたしたちのことばと行いによっても、兄弟愛に満ちた主の復活を実現させるのです。

四旬節の間、わたしたちは「人を辱めたり、悲しませたり、怒らせたり、軽蔑したりすることばではなく、力を与え、慰め、励まし、勇気づけることばを使うよう」（回勅『Fratelli tutti』223）、いっそう気をつけなければなりません。時には、「無関心がはびこる中で、自分の心配事や急ぎの用事を脇に置いて、相手を気遣い、微笑みかけ、励ましのことばをかけ、耳を傾けるために時間を割くことのできる優しい人」（同 224）になるだけで、希望を十分に与えることができるのです。

精神を集中し、静かに祈る中で、希望はひらめきとして、また心の光として与えられます。わたしたちの使命における、試練や選択を照らす光です。ですから、祈りに集中し（マタイ 6・6 参照）、優しい御父と隠れたところで会うことが必要なのです。

希望をもって四旬節を過ごすこと、それは、神が「万物を新しくされた」（黙示録 21・1-6 参照）新しい時代を、イエス・キリストにおいてあかす者であると自覚することです。つまり、十字架の上でご自分のいのちを差し出し、三日目に神によって復活されたキリストの希望を受けて、「抱いている希望について説明を要求する人には、いつでも弁明できるよう備えて」（一ペトロ 3・15）おくことです。

### 3. 愛は、一人ひとりを気づかい思いやりながら、キリストの足取りをたどって生きることであり、わたしたちの信仰と希望の至高の表現です。

愛は、他の人がよい方向に向かうのを見て、喜びます。だれかが孤独、病気、住む場所のない状態、侮辱、貧困などによって苦悩していれば、愛も苦しむからです。愛は心の躍動であり、それがわたしたちを自らの外へと出向かせ、分かち合いと交わりのきずなを築くのです。

「人類愛から始めるなら、だれもがそこに招かれていると感じられる、愛の文明に向けて進むことができます。愛は、そのすべてに及ぶダイナミズムをもって、新しい世界を築くことができます。愛とは、何も生み出さない感情ではなく、すべての人にとって有効な発展の道を得る最高の方法だからです」(『Fratelli tutti』183)。

愛はわたしたちの人生に意味を与えるたまものであり、愛によってわたしたちは、困窮している人を自分たちの家族、友人、兄弟姉妹として捉えます。愛をもって分かち合えば、わずかなものも決して底をつくことはなく、いのちと幸せのための蓄えとなります。このことは、預言者エリヤにパン菓子を差し出すサレプタのやもめがもっていた小麦粉と油(列王記上17・7—16参照)にも、イエスが群衆に配るために、感謝の祈りをささげ、裂いて、弟子たちに渡したパン(マルコ6・30—44参照)にも起こったことです。喜びと飾らぬ心で差し出すわたしたちの施しにも、その大小にかかわらず、同じことが起こります。

愛をもって四旬節を過ごすことは、新型コロナウイルスのパンデミックゆえに苦しむ人、切り捨てられた人、不安の中にいる人を世話することです。明日をも知れない状況の中で、神がご自分のしもべに言われたことばを思い起こしましょう。「恐れるな、わたしはあなたをあがなう」(イザヤ43・1)。わたしたちが愛のわざをもって、信頼に満ちたことばをかけ、子として神に愛されているとその人が感じられるようにすることができますように。

「愛によって視界を変えられたまなざしさえあれば、他者の尊厳に気づけるようになり、貧しい人は、そのはかり知れない尊厳のままに認められ、大切にされ、その人らしさとその文化ごと尊重され、真に社会に溶け込めるようになります」(『Fratelli tutti』187)。

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、人生のあらゆる場面で、信じ、希望し、愛する時です。回心し、祈り、財貨を分かち合う道として、四旬節を過ごすよう求めるこの呼びかけは、今も生きておられるキリストからもたらされる信仰と、聖霊の息吹によって駆り立てられる希望、そして御父のいつくしみ深い心をその尽きることのない泉とする愛を、共同体および個人としてのわたしたちの記憶に呼び起こす助けとなるでしょう。

十字架の下でも教会の中心でも忠実な母マリアが、思いやりにあふれる姿で、わたしたちを支えてくださいますように。また、復活した主の恵みが、復活の光に向かって歩むわたしたちとともにありますように。

ローマ

サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂にて

2020年11月11日

トゥールの聖マルティノの記念日

フランシスコ

---

## 2021 年第 29 回「世界病者の日」教皇メッセージ

### 2021 年第 29 回「世界病者の日」教皇メッセージ

#### 「あなたがたの師は一人だけで、あとは皆兄弟なのだ」(マタイ 23・8) 病者へのケアの基盤である信頼関係

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

2021 年 2 月 11 日、ルルドの聖母の記念日に祝われる第 29 回「世界病者の日」は、ケアが施される場や家庭、共同体の中におられる病者と彼らをケアする人に、とくに目を向けるのにふさわしいときです。なかでも、新型コロナウイルス感染症のパンデミックのために苦しんでいる世界中の人々のことを思います。わたしはすべての人に、とりわけもっとも貧しい人、隅に追いやられた人に心を寄せるとともに、教会による配慮と愛情を示すことを約束します。

1. この日のテーマは、口先だけで実行しない人の偽善をイエスが叱責しておられる福音箇所(マタイ 23・1-12 参照)からインスピレーションを得ています。信仰が、他者の人生やその窮状にかかわらない、口先だけの不毛なものとなってしまうなら、告白した信仰と実際の行いが食い違ってしまう。それはとても恐れるべきことです。だからこそ、イエスは強い表現を用いて、自己陶醉に陥る危険を警告し、こう断言しておられるのです。「あなたがたの師は一人だけで、あとは皆兄弟なのだ」(8 節)。

「言うだけで、実行しない」(3 節) 人々に対するイエスの非難は、どの時代にも、どの人にも当てはまります。偽善という悪を免れる人はいないからです。偽善とは、普遍的な兄弟愛を生きるよう招かれて、ただお一人の御父の子らとして生きることを妨げる、きわめて重大な悪です。

イエスは、兄弟姉妹の窮状の前でとるべき行動の模範を示しておられますが、それは偽善とは正反対のものです。立ち止まり、耳を傾け、他者とじかに人間関係を築き、その人に共感し、心動かされ、相手に仕えるほどにその苦しみに自らかかわるよう、イエスは教えておられます(ルカ 10・30-35 参照)。

2. 病を患うという体験は、わたしたちがもろく弱い存在であること、生まれながらに他者を必要としていることを感じさせてくれます。自分が被造物であることがよりいっそう明らかになり、神に従属していることが身に染みて分かるようになります。病気になると、実際、不安や恐れ、時には戸惑いで心も頭もいっぱいになり、無力さを感じます。わたしたちの健康は、自分の能力や「思い悩み」(マタイ 6・27 参照)に左右されるものではありません。

病は、意味についての問いを、信仰においては神に向けられる問いを投げかけます。それは、新たな意味と新しい生き方を求めるもので、容易に答えを得ることはできません。この困難な探求においては、友人や親族すら、助けになるとは限らないのです。

このことは、ヨブという聖書の登場人物の姿によく表れています。彼の妻と友人は、彼が逆境に陥ったときに寄り添わないばかりか、彼を非難し、孤独と喪失感を増幅させます。ヨブは見捨てられ、だれにも理解してもらえません。しかし、まさにこの究極の弱さによって、ヨブはあらゆる偽善を否定し、神と隣人に向

かう真正な道を選び、神に向けて執拗に叫びをあげます。ついに神は彼に答え、新しい地平を彼のために開かれます。その苦しみは罰でも戒めでもなく、ましてや神から離れた状態でも、神の無関心のしるしでもないと、神はヨブに悟させます。そして、傷つき、いやされたヨブの心から、胸を打つ激情的な告白が、主に向けてほとぼり出ます。「あなたのことを、耳にしてはおりました。しかし今、この目であなたを仰ぎ見ます」(42・5)。

3. 病には必ず顔がありますが、それは一つだけではありません。病者一人ひとりの顔、無視され、疎外されていると感じている人、基本的人権を認めない社会的不正義の犠牲者の顔もあります(回勅『Fratelli tutti』22 参照)。このパンデミックは、医療体制の多くの不備と、病者へのケアの不足を露わにしました。高齢者や、もっとも弱く、身を守ることができない人が、必ずしもケアを受けられるわけではなく、不公平な形でしか受けられないことも珍しくありません。この状態を引き起こしたのは、政治的決断であり、資源の管理方法、責任を負う人々の行いです。病者のケアと看護に資源を投じることは、健康を主要な共通善と捉える原則に結びついた優先事項です。このパンデミックはまた、医療従事者、ボランティア、労働者、司祭、修道者の献身と寛大さも浮き彫りにしました。彼らは、専門的技術、犠牲的精神、責任感、隣人愛をもって、大勢の病者とその家族を助け、ケアし、慰め、仕えてきました。黙って患者の痛みを引き受け、その顔を見守ることを選んだ人々、ともに同じ人間家族に属する隣人だと感じている人々です。

寄り添うことは、病で苦しむ人を支え、慰める尊い香油にほかなりません。キリスト者としてわたしたちは、よいサマリア人の愛、罪によって傷ついた人それぞれに、あわれみをもって寄り添っておられるイエス・キリストの愛の表れとして、寄り添い続けます。わたしたちは、聖霊の働きによってキリストと結ばれ、御父のようにあわれみ深くなるよう、また、病気で苦しんでいる弱い兄弟姉妹をとりわけ愛するよう求められています(ヨハネ 13・34-35 参照)。わたしたちは個人としてだけでなく、共同体としても、寄り添い続けます。キリストにおける兄弟愛はまさに、いやすことのできる共同体を生み出します。だれも見捨てない共同体、もっとも弱い人を真っ先に受け入れ、歓迎する共同体です。

このことに関して、わたしは兄弟愛に基づく連帯の重要性を思い起こしたいと思います。兄弟愛に基づく連帯は、仕えることとして目に見えるかたちで表れ、実にさまざまなかたちを取りますが、そのすべてが隣人を助けることを目指しています。「仕えることは、わたしたちの家庭、社会、市民の中の弱い人々をケアすることです」(「ハバナの革命広場でのミサ説教(2015年9月20日)」)。その務めにおいて各自ができることは、「もっとも弱い人から実際に向けられる視線の前で、自分の願望や期待、権力欲を脇に置くことです。…仕える人は、兄弟姉妹の顔につねに目を向け、そのからだに触れ、ときには『心が痛む』ほど思いやり、相手の状態がよくなるよう願います。ですから、仕えることは決して観念的ではありません。理念ではなく、人に仕えるからです」(同)。

4. 治療を効果的にするには、病者への総体的なアプローチを可能にする、かかわりという要素が欠かせません。この要素を強めることは、医師、看護師、専門家、ボランティアが、苦しんでいる人のケアを引き受け、治療の過程において、信頼に基づく人間関係に助けられながら、患者に寄り添うのに役立ちます(教皇庁保健従事者評議会「保健従事者への新指針(2016年)」4 参照)。ですから大切なことは、ケアを必要とする人と、ケアする人の間で契約を交わすことです。その契約は、相互の信頼と尊重、誠実さ、役立ちたいという意欲に根差したものでなくてはなりません。それにより、あらゆる自己防御の壁を乗り越え、患者の尊厳を中心に据え、医療従事者の専門性を保護し、患者の家族と良好な関係を保つことができるのです。

こうした病者とのかかわりは、まさにキリストの愛に、その動機づけと力の尽きることのない源を見いだします。病者のために尽くし、聖性を身につけた人々の無数のあかしがそのことを物語っています。患者の状態にもケアする人々の状態にも、完全な意味を与える愛は、まさしくキリストの死と復活の神秘からわき出ています。福音はこのことを、イエスが行ったいやしは決して魔術ではなく、つねに出会いの実り、人と

のかかわりの実りであることを示すことを通して、幾度もあかししています。そうした出会いとかかわりの中で、イエスから与えられた神のたまものを受け入れた人の信仰が報われます。イエスが何度も言われたことばに要約されているように。「あなたの信仰があなたを救った」。

5. 親愛なる兄弟姉妹の皆さん。イエスが弟子たちに残した愛のおきては、病者とかかわりにおいても、目に見えるかたちで実践されます。社会は、弱く苦しんでいるその成員をケアするすべを知るほどに、しかも、兄弟愛から生じる力をもってそうするほどに、よりいっそう人間性にかなったものになります。だれも置き去りにされないよう、だれも疎外されたり見捨てられたりしないよう努めながら、この目標に向けて進みましょう。

わたしはすべての病者、医療従事者、そして苦しむ人に寄り添い尽力している人を、いつくしみの御母、病人の救いであるマリアにゆだねます。ルルドの洞窟から、世界中の多くの聖母巡礼地から、マリアがわたしたちの信仰と希望を支え、兄弟愛をもって互いにケアし合うことができるよう助けてくださいますように。わたしは皆さん一人ひとりに、心から祝福を送ります。

ローマ  
サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂にて  
2020年12月20日  
待降節第4主日  
フランシスコ

---

## 声明文 感染症法等の改正案への懸念

Prot. JP 21-01  
2021年1月29日

内閣総理大臣  
菅 義偉様

日本カトリック正義と平和協議会  
会長 勝谷太治

### 感染症法等の改正案への懸念

2021年1月28日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）等の改正案が与野党で合意されました。日本カトリック正義と平和協議会は、この決定には以下の点で懸念があるので、政府に慎重な対応をお願いいたします。

- 一、まずなにより、感染症法等の改正案に盛り込まれた入院拒否の感染者に対する罰則は、感染者への差別や偏見を助長し、住民同士が互いに監視し合うといった分断を社会にもたらすことが懸念されます。
- 一、罰則は、これを恐れて検査を回避し、感染が潜在化するなど、感染防止にかえって障害となることが容易に想像されます。

一、罰則は、保健所や医療機関と受診者との間に本来保たれるべき信頼関係を壊す恐れがあります。また、ただでさえ多忙な保健所、医療機関は、罰則などの適用によって、さらに荷重な負担がかかることが想像されます。

感染症法は、ハンセン病患者の強制隔離という人権侵害を引き起こして 1996 年に廃止されたらい予防法、88 年に成立し「差別を助長する」と批判され廃止されたエイズ予防法などの反省に立って 98 年に成立しました。同法前文には、「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と記されています。

らい予防法が存在していた時代には、地域社会を感染症から守ろうというある種の「善意」や「正義感」によって監視や密告が行われ、それが患者の強制隔離という人権侵害に結びついた例も少なくありませんでした。感染者は何よりも守られるべき存在であるのに、刑罰は、むしろ感染者を犯罪者扱いし、社会から排除し、差別するよう、人々に促す働きがあることを、ハンセン病やエイズの差別を経験した私たちは忘れてはなりません。

政府にぜひ考えていただきたいことは、感染者の入院拒否が起こる背景に、一体何があるのか、ということです。まずは誰もが安心して入院できる医療体制および生活保障、病床数、医師、看護師などの医療従事者の数の拡充などの制度上の整備が必要です。また、新型コロナウイルス感染症に関する啓発も必要です。さらに、介護や育児などの再生産労働を軽視し負担しない社会や家庭の構造、病に対する日本社会特有の忌諱の感情などを、教育によって変えていく長期的な取り組みが必要です。

誰もが健康的な生活を望むことのできる社会は、罰則によっては実現しません。政府には、新型コロナウイルス感染症に対し、感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見という歴史の苦い教訓を活かした賢明な対応を、重ねてお願い申し上げます。

---

## 声明文 東京電力福島第一原発の汚染水を浄化処理した後の放射性物質

### トリチウムを含む水の海洋放出に反対します

Prot. JP21-02  
2021 年 2 月 9 日

内閣総理大臣 菅 義偉様  
経済産業大臣 梶山弘志様  
環境大臣 小泉進次郎様  
復興大臣 平沢勝栄様  
資源エネルギー庁長官 保坂伸様

韓国カトリック司教協議会 正義平和委員会  
委員長 ペ・ギヒョン(裴 其賢) 司教  
韓国カトリック司教協議会 生態環境委員会  
委員長 バク・ヒョンドン(朴 賢東) Abbot



## 「東京電力福島第一原発の汚染水を浄化処理した後の 放射性物質トリチウムを含む水の海洋放出に反対します」

東京電力福島第一原発の汚染水を多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System=通称 ALPS アルプス）を通して浄化処理した後の、放射性物質トリチウムを含む水（ALPS 処理水）について、政府は近く、海洋放出の方針を決定するとのことです。韓国カトリック司教協議会正義平和委員会、韓国カトリック司教協議会生態環境委員会、日本カトリック正義と平和協議会、同平和のための脱核部会は、この措置に反対いたします。

ALPS 処理水の海洋放出という措置については、福島県内外の自治体議会、また福島、宮城、茨城の漁業協同組合、および全国漁業協同組合連合会も「漁業者の総意として絶対反対」という立場を明らかにしています。さらに、韓国済州道知事も海洋放出の準備を直ちに中止するよう求めています。

ALPS 処理水の海洋放出については、2020 年 2 月の経済産業省、資源エネルギー庁「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」報告書には、次のことが記されています。

ALPS 処理水の処分には、技術実績や 2 次廃棄物、コストなどから、海洋放出がもっとも適当な方法である。ALPS 処理では処理できない放射性物質トリチウムは、他の放射性物質に比べ微弱であり、「トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない」。従来から指摘されている、ALPS 処理水 7 割以上に残るトリチウム以外の放射性核種についても、二次処理をすることで規定値以下に軽減可能である。

懸念される大きな問題は、国内外の「風評」によって「本来安全な食品・商品・土地・企業を人々が危険視する」ことで生じる「経済的打撃」である。

しかしながら、多くの識者が指摘するように、ALPS 処理水 7 割以上に含まれる放射線核種の二次処理は未だ試験段階にあり、確実な結果を得られていません。また、トリチウムの健康影響については専門家で意見が分かれており、死産、ダウン症の発生、小児白血病などによる幼児期の死亡などとの関係が指摘されています。さらに、ALPS 処理水は大型タンク貯留、モルタル固化処分などの方法も考えられ、タンク増設の要地確保には、検討の余地があるため、海洋放出を唯一の方法とすべきではありません\*。

そしていっそう気がかりなのは、政府報告書が人体以外の、海洋生物、海洋の環境に対する ALPS 処理水の影響について、いっさい触れていないことです。むしろ確実にいえることは、ひとたび海に放出された放射性物質は、もとに戻すことはできない、ということでしょう。

原発の建設、維持に関しては、これまで地元民と国民が、どれほど偽りの情報によって惑わされ、苦しめられてきたことでしょう。福島第一原発では、2013 年夏、300 トンの汚染水漏えい事故を起こしながら、当時の安倍晋三首相は、プエノスアイレスでの IOC 総会で「アンダーコントロール」されていると、明らかな虚偽の発言をおこないました。原発事故で生業や生活が失われ、賠償もままならないまま、避難生活を送る人々が、この言葉にどれほどの怒りを覚えたか考えてください。

東日本震災、東京電力福島第一原発事故から 10 年目の今、政府はまたしても身体や自然環境への影響の不確かな ALPS 処理水を海に放出すれば、住民、国民、海でつながる世界の人々に不安と実害を強いることになるでしょう。

身体や環境への被害は、起きた時ではすでに遅く、そして私たちには、未来世代に、本当の意味で安全で

安心して生きることのできる地球環境を受け渡す責任があるのです。

カトリック教会の指導者である教皇フランシスコは、世代間正義について、次のように述べています。「この世界は与えられたものであるゆえに、効率性と生産性をただ個人利益のために調整する単なる功利的視点で現実を眺めることは、もはや私たちにはできません。わたしたちがいただいたこの世界は後続世代にも属するものゆえに、世代間の連帯は、任意の選択ではなく、むしろ正義の根本問題なのです」。(教皇フランシスコ回勅『ラウダート・シ』159)

以上から、韓国カトリック司教協議会正義平和委員会、韓国カトリック司教協議会生態環境委員会、日本カトリック正義と平和協議会、同平和のための脱核部会は、共同で、東京電力福島第一原発の汚染水を浄化処理した後の放射性物質トリチウムを含む水の海洋放出への反対を、ここに表明いたします。

\* 原子力市民委員会「声明： 政府は福島第一原発 ALPS 処理汚染水を海洋放出してはならない 汚染水は陸上で長期にわたる責任ある管理・処分を行うべきである」

[http://www.ccne-japan.com/wp-content/uploads/2020/10/20201020\\_CCNE.pdf](http://www.ccne-japan.com/wp-content/uploads/2020/10/20201020_CCNE.pdf)

原子力市民委員会「ALPS 処理水取扱いへの見解」

[http://www.ccne-japan.com/20191003\\_CCNE.pdf](http://www.ccne-japan.com/20191003_CCNE.pdf)

原子力資料情報室「福島第一原発のトリチウム汚染水」

[https://cnic.jp/files/20140121\\_Kagaku\\_201305\\_Kamisawa.pdf](https://cnic.jp/files/20140121_Kagaku_201305_Kamisawa.pdf)

グリーンピースジャパン「東電が汚染水を海に流してはいけない4つの理由」

<https://www.greenpeace.org/japan/sustainable/story/2019/07/23/9618/>

---

## 声明文 ミャンマーの悲劇的な状況について

### ミャンマーの悲劇的な状況について

Prot. JP21-03

2021年2月15日

2021年2月1日にミャンマーにおいてクーデターが発生してから2週間が経ちました。日本カトリック正義と平和協議会は、2月4日付でパックスクリスティ アジア太平洋地区が発表した下記の声明（原文：<https://paxchristi.net/2021/02/05/crisis-in-myanmar-pax-christi-asia-pacific-reacts/>）に賛同し、日本国政府に対して適切な対処を期待します。また、教会の兄弟姉妹にも、下記声明にある通り、ミャンマーの人々に連帯して、それぞれの場から立ち上がり、ミャンマーの人々を支える輪に参加するよう呼びかけます。

日本カトリック正義と平和協議会会長 勝谷太治司教

パックスクリスティ アジア太平洋地区のメンバーは、ミャンマーの悲劇的な状況を憂慮しています

2021年2月1日、タスマドーの名で知られるミャンマー軍は、アウン・サン・スー・チー氏と国民民主連盟

(NLD) による合法的政府を排除するために、「非常事態」を宣言しました。彼女は複数のトランシーバーを不法に輸入し所持していた疑いで拘束され、彼女の仲間とともに3年の懲役刑に服するものと見られています。同時に、市民社会活動家と数人の僧侶も拘束され、10年にわたり進められてきた民主的改革が挫折に追い込まれています。

パックスクリスティインターナショナルアジア太平洋地区のメンバーおよびパートナーである私たちは、ミャンマーにおけるこれら一連の状況を深く憂慮します。

アジア太平洋をリードする中国メディアが、軍の最高司令官ミン・アウン・フラインと武装部隊による乗っ取りを『内閣の改造』と表現していることには、納得できません。このような事実のすり替えで、ミャンマーの人々を助けることはできません\*1。

世界は、今週月曜日におきたことがクーデターであったことを知っています。すなわちこれは、単に高い支持率のある政府に敵対しているばかりではなく、ミャンマー市民への、人々の希望と願望への、そして欠陥はあったにしても、何十年もの軍事的な支配の後の、人々の民主的な政治参加の誇りに対しての、極めて深刻な弾圧なのです。2012年以來、民主主義に向かって10年間続けられてきたあゆみが傷つけられたことは、悲しむべきことです。

政府が、そのもとで機能している憲法は、本来彼らによって承認されており、立法府での地位が確立され、主要省庁の管理権が与えられているにもかかわらず、タスマドーが民主主義にこのような打撃を与えようとしたことを遺憾に思います。彼らが好む政党である連合連帯開発党（USDP）が最近の選挙で不振に終わったことは、彼らの行動の根拠にはなりません。

ミャンマーの民衆は、彼らの失望と怒りを吹き飛ばそうと、鍋ややかんを叩いています。このなかには、母国が民主主義への歩みを進めることに高い希望を持つ若い世代も混ざっています。この行動は、もともと、悪霊を追い払うために使われる、この民族特有のものです。行動は拡大しています。それは、クーデターに対する民衆の怒りがどれほど深いかを示しています。

このクーデターがミャンマーの民族宗教的ナショナリズムを激化させることを、私たちは心配しています。国際社会はロヒンギャに対して行われてきた残虐な行為を苦しみを持って目撃してきました。ロヒンギャの70万人以上がバングラデシュに避難しました。しかしまだ60万人以上の人々が、ラカイン州に残っています。この少数民族に対する、武装したミャンマー軍の行為はよく知られています\*2。

2017年教皇フランシスコがミャンマーを訪問したのは、ミャンマーの人々の平和が実現するためでした。最近の回勅”フラテリトゥッティ”で、教皇フランシスコは次のように語っています。

”平和とは単に戦争が無いということではない。それは私たち兄弟姉妹の尊厳を、認識し、まもり、具体的に回復するたゆまぬ努力のことである”。\*3

私たちは、ミャンマーの状況に関する、国連事務総長の声明を支持します。彼は、軍指導部に対してミャンマーの人々の意思を尊重し、民主主義の原則を遵守するように求めています。\*4 さまざまな違いは、平和的な対話を通じて解決されるべきなのです。彼はまた、全ての指導者は、有益な対話を用い、暴力を回避し、人権と基本的な自由を最大限尊重して、ミャンマーの民主主義的改革をもたらす、より大きな利益のために行動しなくてはならない、と述べています。

アジア太平洋地域の各地から集まる私たちは、ミャンマーの憂慮すべき状況に関心を持ち、人々を支えるために、以下の行動を呼びかけます

・ジョン・ソー・ヨー・ハン ヤンゴン大司教が呼びかけるように、注意深さと祈りの心を持って、私たちはミャンマーの人々に連帯して立ち上がり、ミャンマーの人々を支えつつ、大勢の人たちが私たちに加わるよう求めます\*5

- ・タスマドーに、人権侵害に反対する人々に対して武力を行使するのをやめるよう、求めます。彼らは民主主義と法治主義のために立ち上がっているのです。
- ・タスマドーに、直ちにアウン・サン・スー・チー氏と彼女の仲間を解放し、民主主義の再建を含む、ミャンマーの建設的かつ民主的な発展についての、有益な対話のテーブルに着くよう、求めます。
- ・アジア太平洋地域の関係諸国に、ミャンマーの危機的状況を、自国の政治的経済的利益追求のために利用しないよう、訴えます。
- ・アジア太平洋地域とさらに広域の政府に、以下のことを求めます。軍事クーデターに立ち上がり、タスマドーが非合法に奪い取った権力を直ちに放棄し、逮捕者を解放するよう圧力を加えること。
- ・タスマドーに、ヤンゴン大司教、アジア司教連合会長であるチャールズ・マウン・ボ枢機卿（SVD）の次の言葉に耳を傾けるよう求めます。

” 私は以下のことを祈りと希望を持って記します。この偉大な国、心優しい人々、豊かな大地は、希望と平和の和解の共同体に育っていくであろう。対話によって諍いを収めよう。平和は可能だ。平和こそが唯一の道だ。民主主義はこの歩みの唯一の光だ” \*6

パックスクリスティ アジア太平洋地区  
2021年2月4日

- \*1 中国政府メディアがミャンマーのクーデターを「内閣の改造」と呼んでいることについては、以下のサイトを参照のこと  
<https://www.ndtv.com/world-news/chinese-state-media-calls-myanmar-coup-a-major-cabinet-reshuffle-2361824>
- \*2 たとえば、ヒューマンライツウォッチの最近の報告 “An Open Prison without End” : Myanmar’s Mass Detention of Rohingya in Rakhine State (8 October 2020)  
<https://www.hrw.org/report/2020/10/08/open-prison-without-end/myanmars-mass-detention-rohingya-rakhine-state>
- \*3 教皇フランシスコ 回勅” フラテリトゥッティ” 233  
[http://www.vatican.va/content/francesco/en/encyclicals/documents/papa-francesco\\_20201003\\_encyclica-fratelli-tutti.html](http://www.vatican.va/content/francesco/en/encyclicals/documents/papa-francesco_20201003_encyclica-fratelli-tutti.html)
- \*4 国連事務総長報道官のミャンマーに関する声明（2021年1月31日付）は以下のサイトを参照  
<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2021-01-31/statement-attributable-the-spokesperson-for-the-secretary-general-myanmar>  
日本語はこちらをご参照ください  
[https://www.unic.or.jp/activities/peace\\_security/action\\_for\\_peace/asia\\_pacific/myanmar/](https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/action_for_peace/asia_pacific/myanmar/)
- \*5 下記サイトも参照ください  
<https://thecatholicuniverse.com/prayers-needed-for-myanmar-says-yangons-auxiliary-bishop/>

\*6 ミャンマー枢機卿の、民主主義への回帰のよびかけはこちらを参照のこと

<https://www.thetablet.co.uk/news/13823/myanmar-cardinal-appeals-for-return-to-democracy>

枢機卿のメッセージ原文（日本語）をこちらからお読みください

<https://tokyo.catholic.jp/info/diocese/41301/>

以上、原文は <https://paxchristi.net/2021/02/05/crisis-in-myanmar-pax-christi-asia-pacific-reacts/>

注のリンクがうまく繋がらない場合には、国際パックスクリスティサイト掲載の声明文に書かれているリンクをご参照ください。

カトリック中央協議会 「会報」 2021年3月号 （通巻585号）

発行日 2021年2月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <https://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457